

令和6年度研究不正防止に関する教育及び啓発活動実施計画

令和6年5月14日

研究費不正防止室

「鹿屋体育大学における公的研究費の適正管理に関する規程」第10条に基づく、不正防止計画を推進するため、本学におけるコンプライアンス教育及び啓発活動を実施する。

No	実施事項	実施内容	実施時期	対象
1	誓約書の徴取	鹿屋体育大学における公的研究費の不正防止計画に基づき、公的研究費の運営・管理について関係ルール等を遵守する旨の誓約書を徴収する	5月	教員・事務職員・非常勤職員、その他公的研究費の運営・管理に関わる構成員
2	鹿屋体育大学における公的研究費の不正防止計画及び公的研究費使用の手引きの配付	公的研究費の管理・運営に関わる関係者の意識向上等を図るため、「鹿屋体育大学における公的研究費の不正防止計画」の周知及び「公的研究費使用の手引き」を配付する	5月	教員・事務職員・非常勤職員、その他公的研究費の管理・運営に関わる構成員
3	研究倫理教育(eラーニング)の実施	研究倫理教育責任者が指定する研究倫理教育(eラーニング)を受講させる。また、受講を証明するため修了証の提出を求める	5月～7月	教員、研究支援に関わる事務職員、大学院生
4	研究不正行為防止及び公的研究費不正使用防止に関するセミナーの実施	研究不正行為防止及び公的研究費の不正使用防止に関するセミナーを実施する	10月～11月	教員・事務職員・非常勤職員等
5	研究不正及び研究費不正使用防止のための啓発活動	研究不正及び研究費不正使用防止のため、定期的な啓発メール及び啓発ポスター等による啓発を行う	6月～1月	教員・事務職員・非常勤職員・学生